

# 平成25年度 事業計画

## I 基本方針

経済的困窮をはじめとする福祉施策の最終責任は行政であっても、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要であり、住民や民間の取り組みが不可欠と考えます。

地域では、高齢社会への対応が中心的な福祉課題であるため、住民がそれ以外の多様な生活課題に気づいていても、顕在化しにくい状況が見受けられるのではないかと思います。

とりわけ、ひきこもり、孤立、虐待、権利侵害などの深刻な生活課題の発見には、自治区・公民館活動をはじめ住民参加による小地域福祉活動や民生委員・児童委員活動、その他さまざまな地域の活動からの情報把握や総合的な相談機能が重要となります。

これらのことから、本会がこれまで担ってきた相談事業実績を活かしながら、地域住民のあらゆる生活課題への対応を図るため、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けた総合相談・生活支援の取り組みを進めます。

### <社会福祉協議会の活動原則>

- 1 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 【住民ニーズ基本の原則】
- 2 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 【住民活動主体の原則】
- 3 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。 【民間性の原則】
- 4 公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 【公私協働の原則】
- 5 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 【専門性の原則】

## II 重点推進項目

- 1 福祉総合相談の体制づくりと実施
- 2 支え合いマップ作りによる校区社協活動の支援強化
- 3 災害ボランティアセンターの設置を想定した体制づくり
- 4 徘徊SOSネットワーク徘徊模擬訓練の実施

### Ⅲ 実施計画

#### 1 法人運営部門

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会、評議員会、監事会の開催
- ③ 役職員研修の実施
- ④ 任期満了による役員等の改選
- ⑤ 新会計基準への移行準備

#### 2 地域福祉活動推進部門

##### (1) 福祉教育・啓発活動

- ① 社協だよりの発行（年4回）
- ② ホームページの運営
- ③ 地域福祉セミナーの開催
- ④ よこいと運動会の開催（6月第1日曜日予定）
- ⑤ 福祉まつりの開催（10月第4日曜日予定）
- ⑥ 学校の福祉教育の支援

##### (2) 小地域福祉活動の支援

- ① 校区社会福祉協議会事業に対する助成
- ② 支え合いマップ作りの推進による校区社協活動の支援強化
- ③ 校区社協会長会議の開催

##### (3) 福祉ボランティア活動の支援

- ① 電子メール機能を活用したボランティア関連情報の提供
- ② ボランティアルームの提供
- ③ ボランティアの登録・斡旋
- ④ 個人登録ボランティアへの活動機会の提供
- ⑤ 直方ボランティアのつどいの開催（直方市ボランティア連絡協議会との共催）
- ⑥ ボランティア活動保険料の助成等による加入促進
- ⑦ ボランティア活動資材の整備、貸し出し
- ⑧ 直方市ボランティア連絡協議会の支援
- ⑨ 災害ボランティアセンターの設置を想定した体制づくり

##### (4) おもちゃ図書館の運営

- ① おもちゃ図書館支援者の確保

- (5) 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援
    - ① 事業に対する助成
    - ② ふくしバスの運行
    - ③ 関連情報の収集と提供
    - ④ 障がい者問題を考える直方市連絡会議への協力
    - ⑤ 直方徘徊SOSネットワークの推進
      - a 徘徊模擬訓練の実施
      - b 直鞍地区内での情報共有の仕組みづくり
  - (6) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と実施
    - ① 福岡県共同募金会直方市支会との連携
    - ② 歳末見舞品贈呈事業の実施
    - ③ 地域支援事業（校区福祉活動助成）の実施
  - (7) 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取り組み
    - ① 生活福祉資金貸付事業の貸付業務（県社協からの一部受託）
    - ② 生活物資緊急支援資金貸付事業の実施
    - ③ 法外援護事業の実施
    - ④ 認知症相談の実施
- 新規 ⑤ 福祉総合相談の体制づくりと実施

### 3 福祉サービス利用支援部門

- (1) 障害者相談支援センターるーぷるの運営（直鞍地域2市2町の受託）
  - ① サービス等利用計画の作成
  - ② 交流広場7番地の運営
  - ③ 当事者座談会開催の協力
  - ④ 広報誌 るーぷる の発行
  - ⑤ 運営協議会の開催
  - ⑥ 直鞍地区障害者等地域自立支援協議会事務局の運営（直鞍2市2町からの受託）
- 新規 ⑦ 基幹相談支援センターの運営（直鞍2市2町からの受託）
- 新規 ⑧ 障害者虐待防止センターの運営（直鞍2市2町からの受託）
- 新規 ⑨ 居住サポート事業の実施（直鞍2市2町からの受託）
- (2) 日常生活自立支援事業（生活支援員業務）の実施（県社協からの一部受託）
- (3) 直方市障害者在宅福祉サービス状況調査の実施（直方市からの一部受託）
  - ① 障害者住みよか事業に係る調査並びに申請代行
  - ② 障害者等日常生活用具等給付事業のうち住宅改修に限るものに係る調査並びに申請代行

#### **4 在宅福祉サービス部門**

- (1) 移動送迎支援事業の実施
- (2) 配食サービス事業の実施
  - ① 昼食（弁当）の配達を通じた声かけや安否確認（毎週水曜日）
  - ② 夕食（弁当）の配達を通じた声かけや安否確認（直方市からの受託、月～土）
- (3) 車いすの貸し出し
- (4) 介護サービス事業の実施
  - ① 居宅介護等事業
    - a ケアプランサービス
    - b ホームヘルプサービス
  - ② 直方市受託事業
    - a 生活管理指導員派遣事業
    - b 移動支援事業（ガイドヘルプ）
    - c 生活サポート事業
  - ③ ホームヘルパー定期研修の実施

#### **5 総合福祉センターの運営**

- (1) にこにこ教室の充実
- (2) 教養娯楽活動の支援
  - ① 趣味の会活動の支援
  - ② 演芸大会の開催
- (3) 会議室等の貸し出し

#### **6 その他**

- ① 筑豊ブロック市町村社協連絡協議会への参画
- ② 直鞍エリア社協連絡協議会への参画